

平成24年（ワ）第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社, 国

準備書面44
免震重要棟が設置されていないこと

2017（平成29）年6月16日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 板 井 優

弁 護 士 河 西 龍 太 郎

弁 護 士 東 島 浩 幸

弁 護 士 椛 島 敏 雅

弁 護 士 池 上 遊

外

第 1 玄海原発に免震重要棟が設置されていないこと

1 免震重要棟の必要性

- (1) 免震重要棟の設置は、新潟県中越沖地震の経験を踏まえた対策であった。

免震重要棟は、2007（平成 19）年の新潟県中越沖地震が発生した際に柏崎刈羽原発の対策室扉が揺れで開閉不能となったことに対する対応として、その設置が求められたものであり、福島第一及び第二原発においても 2010（平成 22）年 7 月から運用が開始されていた。

新潟県の泉田裕彦知事は、上記経過について、日本外国特派員協会の記者会見（2014（平成 26）年 10 月 15 日）において下記のように発言している。

緊急連絡を確保する必要があるということから、地震が来てもちゃんとドアが開くような免震重要棟の建設を当時求めました。むろんこれ規制基準ではないんですけども、連絡がとれなかったことから経験則上必要ということとで要請したものです。結果としてつくってもらうことになりました。携帯電話があればいいじゃないかという話もあったんですけども、これを柏崎刈羽につくってもらうことによる安全確保を優先しました。同じ東京電力の施設で柏崎刈羽にだけこの免震重要棟があつて福島にないのはおかしいということになって、福島にも免震重要棟をつくることになって完成したのが東日本大震災の 8 か月前です。

もしあのとき新潟県が免震重要棟の建設を求めなければ、当然福島にも免震重要棟がなかったですし、結果としていま東京に人が住んでいたかは疑わしいと思っています。

- (2) 国会事故調報告書は、福島原発事故の際に原子炉事故を回避できた要因として、下記のとおり「免震重要棟の果たした役割」を取り上げている（甲 A1 号証・193 頁）。

免震重要棟の果たした役割
結果的に原子炉事故への進展を食い止められた福島第一原発 5,6 号機や福島第二原発、女川原発、東海第二原発においても、それぞれにおける被災直後の与条件、すなわち、電源系統や最終ヒートシンクの損壊状況、敷地内及び建屋内への浸水状況などに範囲や軽重の差異はあったものの、かなりの緊張感を持った対応が求められていた。

とりわけ福島第二原発の状況は、当時の関係者が「福島第一原発の状況を

見やる余裕がなかった」と語るほど、切羽詰まった状況だった。そのような厳しい状況下においては、適切で迅速な状況判断が重要だったことは言うまでもないが、そのような判断を実行に移すための資機材と豊富な人材の確保も等しく重要な要素であった。

被災当時、これらの発電所内に「免震重要棟」と呼ばれる緊急対策施設が既にあったことは、このようなロジスティクス上の観点から、原子炉事故を回避するための対応を完遂できた背景として大きな意味を持つと考えられる。この免震重要棟内には、当時現場で復旧活動に従事した数百人規模の作業員が起居する十分なスペースが確保され、緊急時としては比較的良好な環境下で、少ないながらも食事や休憩を取ることができた。

- (3) 福島第一原発事故を受けて改正された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（設置許可基準規則）は、上記のように福島第一原発事故等において免震重要棟が果たした役割を受けて、「緊急時対策所」の設置を義務付けた（34条、61条）。そして、緊急時対策所について、同規則解釈61条は、「基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと」を要求している。

2 免震重要棟が設置されていないこと

- (1) ところで、被告九州電力は、基準地震動の引上げによって、免震機能を有する緊急時対策所（免震重要棟）の設置が困難になったことから、従来の計画をあきらめ、耐震機能しか有しない緊急時対策所を設置する計画に変更している。

しかし、「耐震」構造とは、壁や柱を強化したり、補強材を入れたりすることで建物自体を堅くして振動に対抗するものをいう一方、「免震」構造とは、建物と地面の間に免震装置を設置し、建物を地面から絶縁して、振動を伝えないものをいう。いずれも建物自体の損壊を防ぐという点では優れた工法であるが、「免震」の場合はさらに「建物内の揺れを軽減する」という利点があり、建物内における安全性確保という点では「耐震」よりも「免震」の方が優れている。余震が続く中でも事故時の対応が求められる緊急時対策所においても、免震機能が求められることは当然であり、上記のように福島第一原発事故等において

免震重要棟が果たした役割からしても、災害を万が一にも起こしてはならないという立場に立つのであれば、免震機能を有する緊急時対策所（免震重要棟）の設置が求められると解すべきである。

この点、福井地裁 2015（平成 27）年 4 月 14 日高浜原発 3・4 号機運転差止仮処分決定も、耐震性及び放射性物質に対する防御機能が高い免震重要棟の設置の必要性を指摘している（甲 A270 号証・44 頁）。

第 2 結論

以上に述べたところから明らかなとおり、玄海原発には免震重要棟が設置されておらず、過酷事故が発生した場合に効果的に過酷事故対応を行うことは困難であり、到底、原子力規制法令が要求している「災害が万が一にも起こらないような対策」を講じている状況とは言えない。

したがって、被告九州電力による玄海原発の再稼働は原告らの人格権を侵害する危険性がある。

以上